

新潟県条例第1号

新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年新潟県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下本則において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下本則において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下本則において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示、削除条等並びに別表の表示を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u></p>	<p><u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u></p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。</u></p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>(11) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。</p> <p>(12) (略)</p>
<p><u>(情報システムの整備等)</u></p> <p>第3条 県は、<u>情報通信技術を利用して行われる手続等に係る情報システム（以下「情報システム」という。）を整備しなければならない。</u></p> <p>2 県は、<u>前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければな</u></p>	

らない。

- 3 県は、第1項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する県の機関の事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、県の執行機関等が定める電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって代えることができる。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において収入証紙をもってすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等の

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 県の機関は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関に到達したものとみなす。

- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

うちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、県の執行機関等が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の県の執行機関等が定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行わ

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 県の機関は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の規定により行われた処分通知等は、回項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 第1項の場合において、県の機関は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

れた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第6条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第7条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって代えることができる。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の県の執行機関等が定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ県の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 県の機関は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 県の機関は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の執行機関等が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

- 2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、県の機関は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（適用除外）

第7条 別表の左欄に掲げる条例の同表の中欄に掲げる規定に基づく手続等については、それぞれ同表の右欄に定めるこの条例の規定は、適用しない。

照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 県は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、障害の有無等の心身の状態、地理的な制約、経済的な状況その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講じなければならない。

(市町村との連携)

第10条 県は、市町村との連携及び協力により、情報通信技術を活用した行政の推進を図るよう努めるものとする。

(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)

第11条 知事は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる県の機関に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

第12条 (略)

(手続等に係る情報システムの整備等)

第8条 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報化の進展状況等を勘案し、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。

3 県は、県の機関に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第9条 知事は、少なくとも毎年度1回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第10条 (略)

別表 (第7条関係)
(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(職員の旅費に関する条例の一部改正)

2 職員の旅費に関する条例(昭和30年新潟県条例第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(旅費の請求手続)	(旅費の請求手続)

<p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の請求書又は資料の提出については、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号）<u>第4条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>	<p>第14条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の請求書又は資料の提出については、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号）<u>第3条</u>の規定は、適用しない。</p> <p>7 (略)</p>
--	---

(新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 3 新潟県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年新潟県条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号）第2条第8号に規定する申請等として行われるものを除く。</p> <p>(11) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号）第2条第8号に規定する申請等として行われるものを除く。</p> <p>(11) (略)</p>